

IV 離職失業者とその世帯の生活状態について

小澤 薫 (中央大学大学院)

はじめに

今日、世帯主の失業者や失業期間の長期化が進んでいる¹⁾。政府統計によれば、完全失業者 374 万人のうち過半数の 190 万人が 1 ヶ月の主な収入を「収入なし」と回答しており、また世帯主が完全失業者である世帯の主な収入では、「預貯金等財産の取り崩し」が 21.1%となっており、失業者世帯の厳しい生活状況を垣間見ることができる²⁾。

本稿では、失業者の実態把握のためにわれわれが行った「職安求職者調査」³⁾—以下「本調査」と呼ぶ—をもとに、失業者世帯の生活状態に焦点を当て、失業者とその世帯が送る生活の諸条件を明らかにしていきたい。ここでは、会社の事情であれ自己都合であれ、何らかの理由で職を失ったために新たに仕事を探し始めた、離職を理由とする失業者—以下「離職失業者」と呼ぶ—に限定して分析をすすめる⁴⁾。この「離職失業者」は本調査で 9 割近くと圧倒的多数を占めている。

検討作業のすすめ方としては、まず、離職失業者とその世帯の生活状態を概観するために、失業者が世帯主であるか否かによる世帯の生活状態の相違をみていく。次に、「一般世帯の世帯主」、「一般世帯の配偶者」など世帯における失業者の家族関係（「世帯主との続柄」）から世帯の生活状態を分析し、同時に失業者とその世帯の生活状態を求職期間との関係からみていく。そして、離職失業者とその世帯の生活状態を左右している諸要因を世帯の経済的特性から探っていく。最後に、失業者が行政等にどのような要望をもっているかという要望諸項目との関連性を探る。

1 世帯主失業と世帯の生活状態

離職失業者とその世帯の生活実態をみるために、失業者が世帯主であるか否かという違いを中心に検討を加えていきたい⁵⁾。本調査では、「世帯の生活状態」を 6 つのランクに分けて尋ねている⁶⁾。表 1 にみられるように、「世帯収入のみで楽に暮らしていける」4.9%、「世帯収入のみで何とかやっていける」28.3%、「やりくりしてぎりぎりの生活」19.1%、「貯金などを取り崩して生活している」31.3%、「借金に頼って生活している」2.1%、「このままでは生活していけない」9.3%となっていた。失業者世帯の生活状態としては「貯金などを取り崩して生活している」という回答が一番多く、次いで「世帯収入のみで何とか

やっっていける」となっていた。以下ではこれを世帯の生活状態をみる指標として利用することとしよう。

失業者が世帯主であるか否かに応じて、世帯の生活状態を整理したものが表1である。

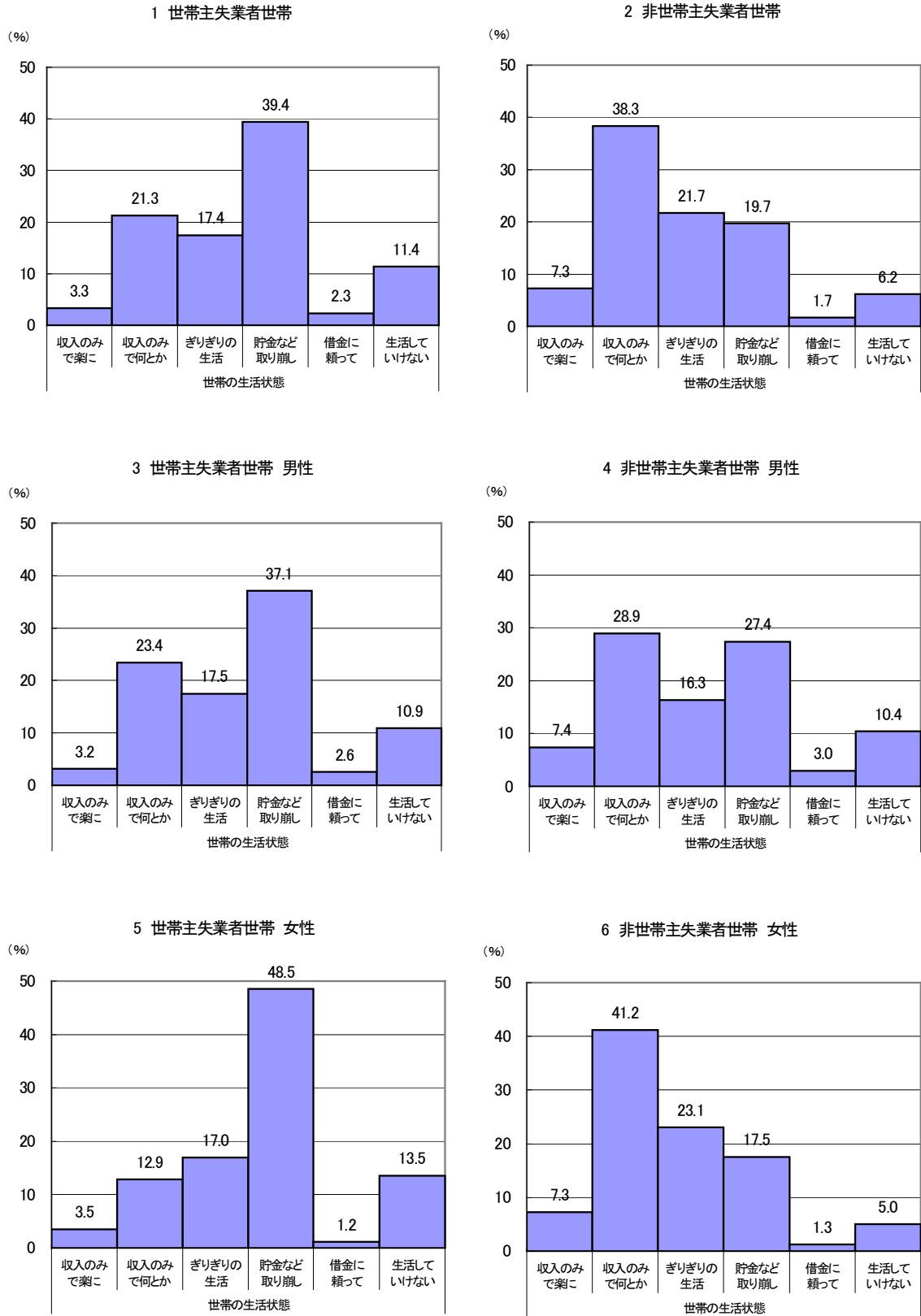
表1 性・年齢・世帯主かどうか別離職失業者世帯の生活状態

	世帯の生活状態							合計	%	総人数
	収入のみ で楽に	収入のみ で何とか	ぎりぎりの 生活	貯金など 取り崩し	借金に 頼って	生活して いけない	その他・ NA			
総数	72	413	279	456	30	135	73	1458		
(横%)	4.9	28.3	19.1	31.3	2.1	9.3	5.0	100.0		1458
(性別)										
男性	3.9	24.2	17.3	35.6	2.7	10.8	5.5	100.0		821
女性	6.3	33.6	21.4	25.8	1.3	7.2	4.4	100.0		636
(年齢)										
35歳未満	8.8	36.1	21.3	24.3	1.3	4.3	4.0	100.0		399
55歳未満	3.6	20.5	17.7	35.0	4.0	13.3	6.0	100.0		503
55歳以上	3.4	30.8	19.3	32.3	0.9	9.0	4.3	100.0		533
(世帯主か)										
世帯主	3.3	21.3	17.4	39.4	2.3	11.4	4.9	100.0		856
非世帯主	7.3	38.3	21.7	19.7	1.7	6.2	5.2	100.0		600

世帯主が失業者である世帯を「世帯主失業者世帯」と呼び、非世帯主が失業者である世帯を「非世帯主失業者世帯」と呼ぶことにする。図1-1,2が示しているように世帯主失業者世帯の約4割が「貯金などを取り崩して生活している」と答え、次いで2割強が「世帯収入のみで何とかやっっていける」と答えている。これに対し非世帯主失業者世帯では、世帯主の場合とは対照的に「世帯収入のみで何とかやっっていける」が4割近くとなっている。次いで「やりくりしてぎりぎりの生活」が2割程度である。一応余裕を持って生活を送っているであろう「世帯収入のみで楽に暮らしていける」と、生活がかなり苦しい状態を推察できる「このままでは生活していけない」という回答についても、世帯主失業者世帯と非世帯主失業者世帯では対照的である。すなわち前者では「このままでは生活していけない」が、後者では「世帯収入のみで楽に暮らしていける」という回答比率が高い。離職失業者が世帯主の場合は「貯金などを取り崩して生活している」、非世帯主の場合は「世帯収入のみで楽に暮らしていける」という回答に集中しており、従って失業者が世帯主であるか否かによってその世帯の生活状態は全く異なる特徴を示している。

図1-3~6は、性別要因を加えて世帯の生活状態を整理したものである。男性の世帯主失業者世帯の約4割が「貯金などを取り崩して生活している」と答え、次いで2割強が「世帯収入のみで何とかやっっていける」、2割弱が「やりくりしてぎりぎりの生活」と答えている。これに対して男性の非世帯主失業者世帯では、「世帯収入のみで何とかやっっていける」と「貯金などを取り崩して生活している」が3割弱と同じ回答割合になっている。他方、女性の世帯主失業者世帯の場合は「貯金などを取り崩して生活している」が約5割と最大のグループをなし、「世帯収入のみで何とかやっっていける」は1割程度と低い回答比率になっ

図1 離職失業者が世帯主か否かによる世帯の生活状態の相違(性別)



ている。女性の非世帯主失業者世帯の場合、「世帯収入のみで何とかやっていける」という回答が4割強と高く、次いで「やりくりしてぎりぎりの生活」というものが2割強、「貯金などを取り崩して生活している」ものは2割弱となっている。

このように、失業者が男性の場合は、世帯主失業者世帯であれ非世帯主失業者世帯であれ、「世帯収入のみで何とかやっていける」と「貯金の取り崩し」に比重がかかるが、それらのうち世帯主失業者世帯だけをみると、さらに「貯金の取り崩し」と答える比率が際立って高くなっている。

他方、失業者が女性の場合は、男性とは全く異なった回答分布を示している。女性の世帯主失業者世帯の場合、「貯金の取り崩し」の比率が高く、非世帯主失業者世帯の場合は「世帯収入のみで何とかやっていける」に回答が集中している。そのため、失業者が女性の場合は、世帯主であるか否かで生活状態は全く異なり、特に、女性の世帯主失業者世帯では、生活の厳しさがかなり顕著に現れている。

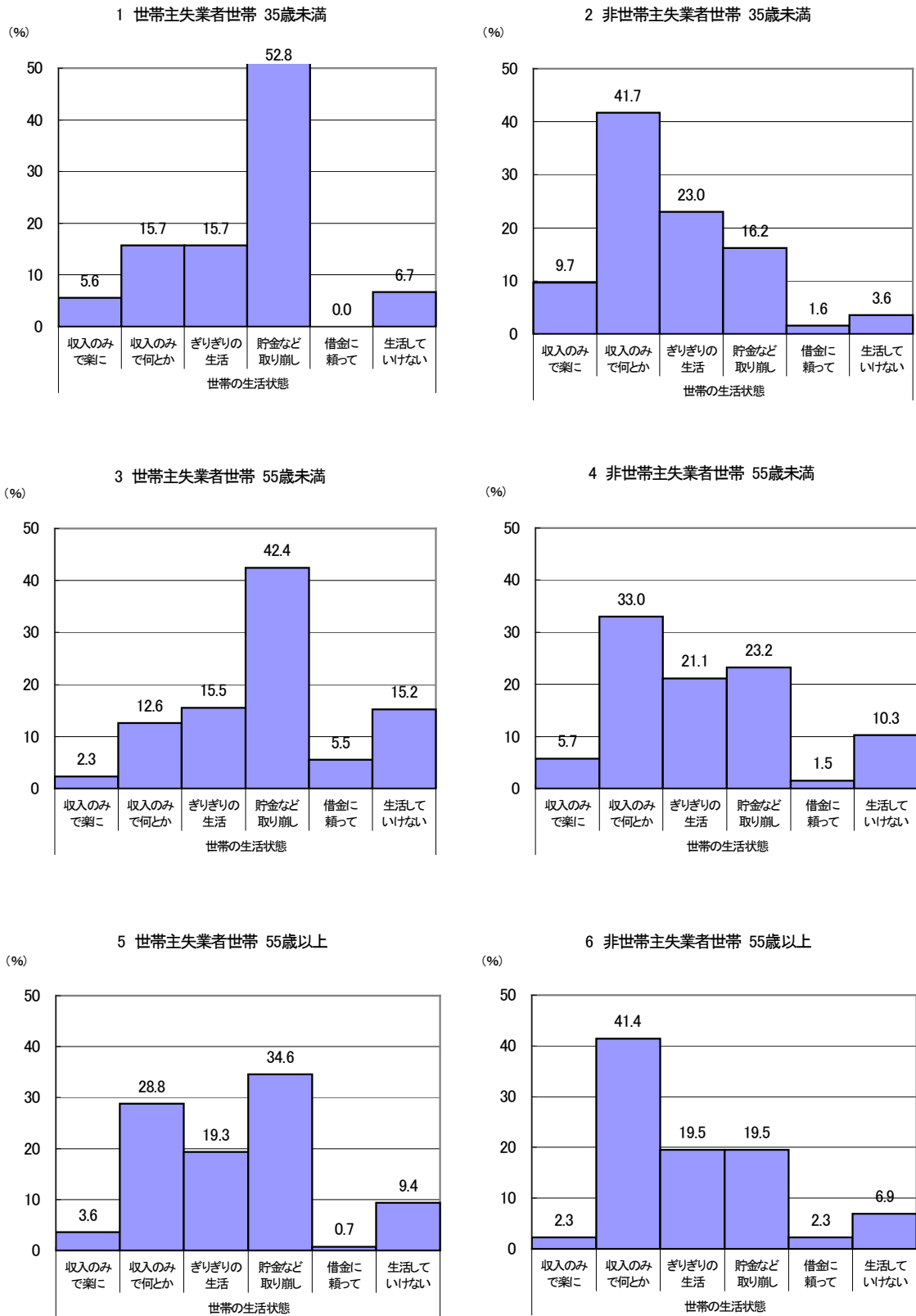
さらに、年齢要因を加味して世帯の生活状態を整理したものが図2である。世帯主失業者世帯の場合は、35歳未満の層、35～55歳の層では「貯金の取り崩し」という回答比率がそれぞれ52.8%、42.4%と高くなっている。しかし55歳以上の層になると、「貯金の取り崩し」という回答比率が34.6%と低下し、「世帯収入のみで何とかやっていける」という回答比率が28.8%に上昇する。同じ世帯主失業者であっても、年齢層によって世帯の生活状態は異なる。非世帯主失業者世帯の場合は、35～55歳の層が他の年齢層と少し違う傾向を示している。35歳未満と55歳以上の層では「世帯収入のみで何とかやっていける」という比率が41.7%、41.4%と高くなっているが、35～55歳の層では「世帯収入のみで何とかやっていける」という回答比率が33.0%と下がり、「貯金の取り崩し」という回答が高くなっている。このように世帯主失業者世帯の場合は、全体的には「貯金の取り崩し」という回答比率が高いが、高年齢層でその回答が少し低く、代わりに「世帯収入のみで何とかやっていける」が高い。非世帯主失業者世帯の場合は、全体的には「世帯収入のみで何とかやっていける」という回答比率が高いが、中年層においてその回答が少し低く、代わりに「貯金の取り崩し」が高く、他の年齢層とは異なった動きがみてとれる。

以上のように、その世帯の生活状態は失業者が世帯主かどうかによって大きく異なり、その違いは失業者の性・年齢によっても多様な変化がみられた。

2 離職失業者とその世帯の静態・動態比較

さらに、ここでは世帯主失業者世帯と非世帯主失業者世帯の生活状態について、家族関係の要素を加えて問題を浮き立たせてみたい。家族関係による類型は、離職失業者が世帯主であるか否か、配偶者がいるかどうか、扶養家族及び同居世帯員の状況などを考慮する

図2 離職失業者が世帯主か否かによる世帯の生活状態の相違(年齢別)



こととした（図3参照）。すなわち「世帯主との続柄」として、世帯主失業者世帯を「一般世帯の世帯主」と「単身者」、非世帯主失業者世帯を「一般世帯の配偶者」、「一般世帯の家族員」に分け、この4類型から検討をすすめる⁷⁾。「単身者」を除けば「世帯主、配偶者、子どもなど」からなる「一般世帯」であることから、以下の分析では、世帯主、配偶者、家族員については、一般世帯であることを特に断らないこととする。当然単身者は、同居人もいない「単身世帯」を意味している。このような類型による性と年齢の分布状況を表したのが図4である⁸⁾。なお、家族関係を複雑にしたので「世帯の生活状態」に関しては、簡略化して特徴を明確にする。「世帯収入のみで楽に」と「世帯収入のみで何とかやっつけていける」という回答肢をランクA、「やりくりしてぎりぎりの生活」という回答をランクB、「貯金の取り崩し」と「借金に頼って」と「生活していけない」という回答をランクCと3段階にまとめてランク付けした。従って、A→B→Cの順に世帯の生活状態が苦しくなることを意味し、これを「生活困窮状態」を示す指標として利用する。

(1) 家族関係からみた離職失業者とその世帯の生活状態

図5をみると、失業者が世帯主の場合は、50.9%が生活困窮状態のランクCとなり、次いで26.1%がランクAとなっている。配偶者の場合は、49.3%がランクAで、26.2%がランクBとなっている。家族員の場合は、45.7%がランクAで、31.6%がランクCとなっている。単身者の場合は、62.3%がランクCとなっている。

世帯主失業者世帯である世帯主と単身者の生活困窮状態はランクCが5割以上を占め、非世帯主失業者世帯である配偶者と家族員ではランクAが5割近くを占めている。このように同じ世帯の類型であっても、失業者が世帯内で占める位置により、その世帯の生活状態が異なる。

図5 世帯主との続柄別生活困窮状態

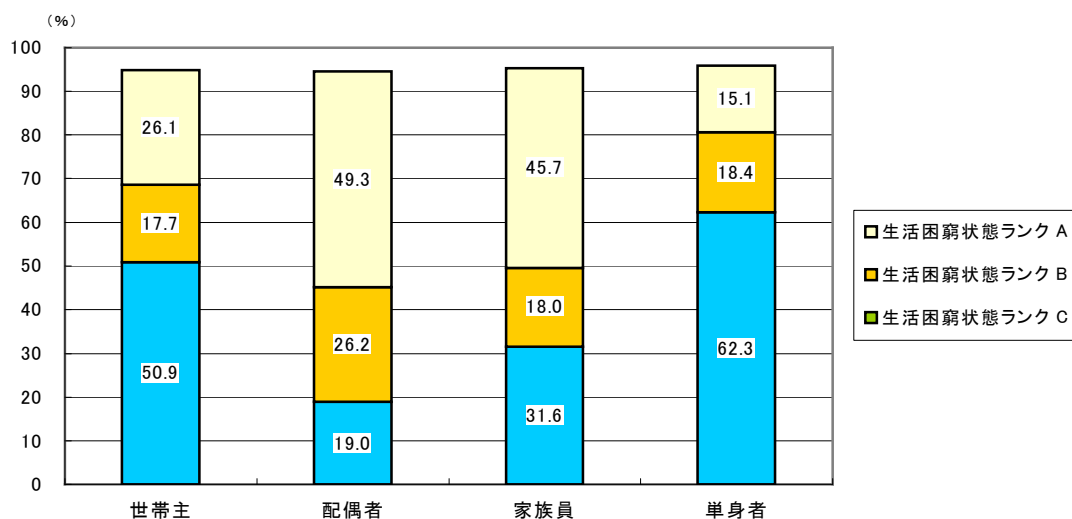
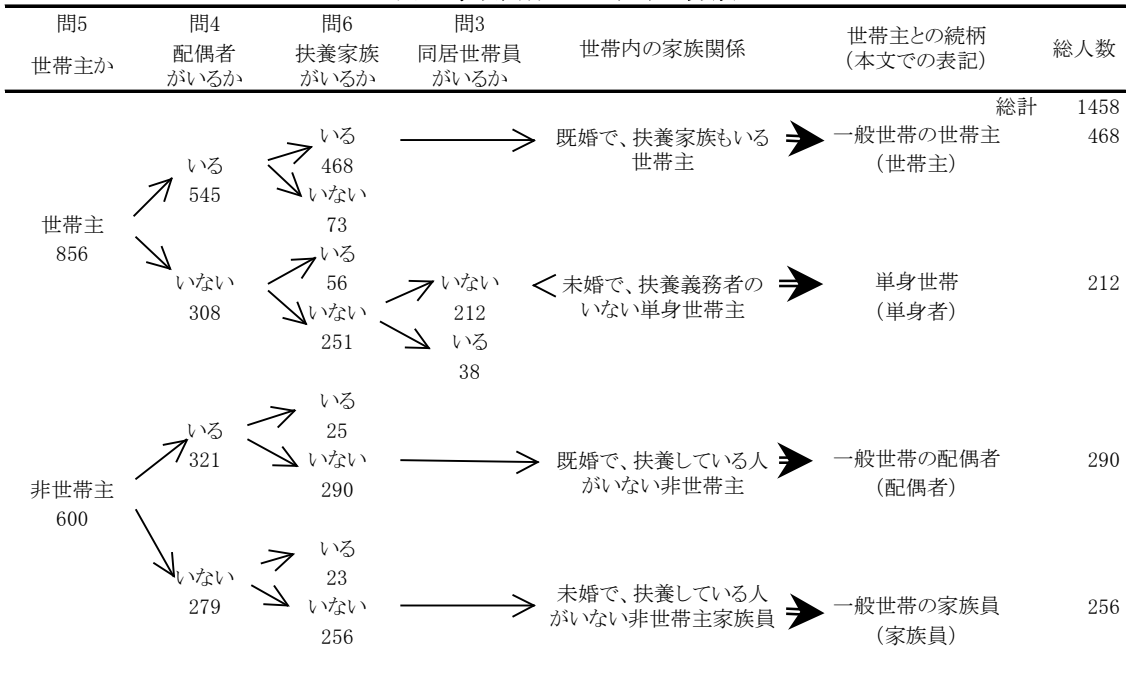
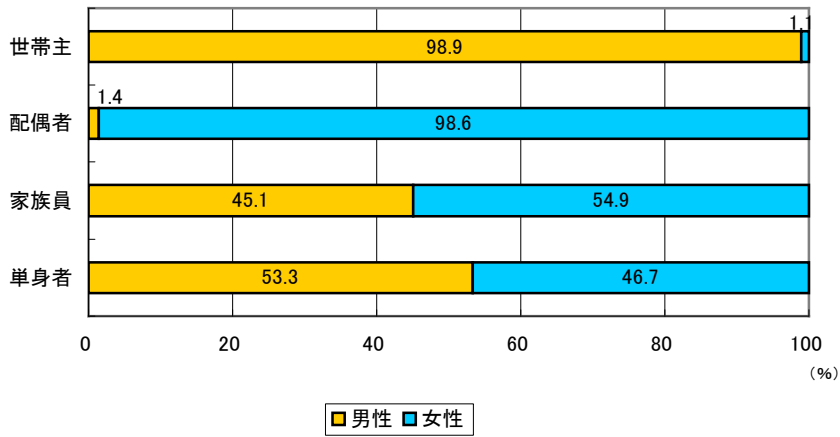


図3 家族関係による世帯の分類



※4つの類型以外は「その他」と分類する。

図4 性・年齢別続柄類型
1 性別



2 年齢別

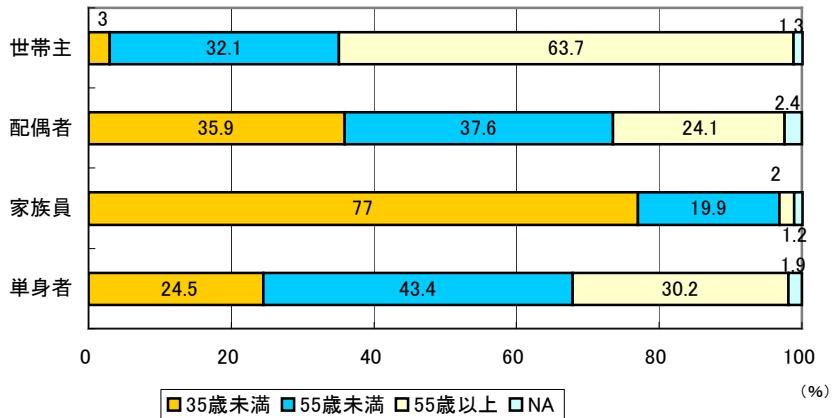


表2は、年齢要因を加味して世帯主との続柄と生活困窮状態を整理したものである。失業者が世帯主の場合は、特に35～55歳の層でランクCが6割を超える高さになっている。それが55歳以上になると、ランクCが4割を超えて一番高くなってはいるが、ランクAが3割を超えるようになる。55歳未満の層ではランクCに集中していたものが、55歳以上の層になるとランクAとCに2極分化するので、世帯の生活状態は55歳を境に変化がみられる。配偶者は、年齢を問わず5割前後がランクAで、ランクBと併せると7割から8割となっている。しかし、多少ではあるが55歳未満でランクAが減り、ランクCが増えている。単身者は、年齢を問わず6割がランクCとなっている。

このように、失業者が単身者の場合は、年齢に関係なく世帯の生活状態が苦しい方に集中しているが、世帯主の場合は55歳が境界線となっており、それ以下の年齢層では「貯金の取り崩し」、「借金に頼って」、「生活していけない」という生活の維持が困難な世帯が圧倒的であるのに対し、それ以上の年齢層でも生活の維持が困難な世帯が高いものの、世帯収入のみで生活できている世帯の比率が高まる。配偶者の場合も、中年層で多少ではあるが生活状態に変化がみられた。失業者の「世帯主との続柄」は同じでも、年齢層の違いによって世帯の生活状態は異なる。

表2 世帯主との続柄と年齢別生活困窮度の分布

	生活困窮状態				合計	%	総人数
	A	B	C	その他			
総数	485	279	621	73	1458		
(横%)	33.3	19.1	42.6	5.0	100.0		1458
年齢							
35歳未満	44.9	21.3	29.8	4.0	100.0		399
55歳未満	24.1	17.7	52.3	6.0	100.0		503
55歳以上	34.1	19.3	42.2	4.3	100.0		533
(世帯主との続柄)							
一般世帯の世帯主	26.1	17.7	50.9	5.3	100.0		468
35歳未満	14.3	21.4	50.0	14.3	100.0		14
55歳未満	14.0	13.3	64.7	8.0	100.0		150
55歳以上	32.9	20.1	43.3	3.7	100.0		298
一般世帯の配偶者	49.3	26.2	19.0	5.5	100.0		290
35歳未満	52.9	31.7	12.5	2.9	100.0		104
55歳未満	46.8	25.7	22.0	5.5	100.0		109
55歳以上	50.0	21.4	20.0	8.6	100.0		70
一般世帯の家族員	45.7	18.0	31.6	4.7	100.0		256
35歳未満	50.8	18.8	25.9	4.6	100.0		197
55歳未満	29.4	15.7	49.0	5.9	100.0		51
55歳以上	40.0		60.0		100.0		5
単身者	15.1	18.4	62.3	4.2	100.0		212
35歳未満	19.2	17.3	61.5	1.9	100.0		52
55歳未満	14.1	18.5	62.0	5.4	100.0		92
55歳以上	14.1	20.3	62.5	3.1	100.0		64

(2) 求職期間からみた離職失業者とその世帯の生活状態

ここでは、離職失業者の求職期間の長さとその世帯の生活状態との関係を見ていく。

1) 求職期間が世帯の生活状態に与える影響

離職失業者全体では、求職活動期間が3ヶ月未満の者が4割近くと一番多く、次いで3～6ヶ月、6～9ヶ月となり、離職失業者の9割近くが求職期間9ヶ月未満であった(表3)⁹⁾。失業者が世帯主の場合は、3～6ヶ月で37.0%と回答比率が高くなっている。配偶者、家族員及び単身者の場合では、失業期間が3ヶ月未満というものが多い。特に、家族員は、求職期間が3ヶ月未満というものが5割を超える高さになっている。

表3 世帯主との続柄別求職期間の分布

	求職期間							合計 %	総人数
	3ヶ月未満	3～6ヶ月	6～9ヶ月	9ヶ月～1年	1～2年	2年以上	NA		
総数	565	489	212	57	69	32	34	1458	
(横%)	38.8	33.5	14.5	3.9	4.7	2.2	2.3	100.0	1458
(世帯主との続柄)									
一般世帯の世帯主	34.0	37.0	16.2	4.1	3.8	1.9	3.0	100.0	468
一般世帯の配偶者	37.6	36.9	17.6	2.4	3.4	0.7	1.4	100.0	290
一般世帯の家族員	51.2	26.2	9.0	2.7	7.0	2.0	2.0	100.0	256
単身者	40.1	28.3	11.8	6.1	5.2	4.7	3.8	100.0	212

表4は、世帯主との続柄別に求職期間と生活困窮状態の関係を整理したものである。離職失業者全体では、求職期間が長くなるにつれて、ランクAとBの回答比率が徐々に低くなり、ランクCが徐々に高くなっている。

世帯主失業者世帯である世帯主と単身者の場合は、ランクCの回答比率が3ヶ月未満でも5割を超えているが、長くなるとさらにその比率が増える。特に、単身者は求職期間が6～9ヶ月においてランクAが4.0%と極めて低く、逆にランクCが76.0%と非常に高くなっている。家族員の場合も、求職期間が長くなるとランクAの回答比率が低くなり、ランクCの比率は高くなっていく。

図6は、表4から生活困窮状態のランクCだけを取り出して、それが求職期間の経過によってどう変化するかを続柄別に整理したものである。失業者全体では、求職期間が長くなるにつれ、ランクCが上昇している。世帯主失業者世帯(世帯主・単身者)の場合は、ランクCが3ヶ月未満でも5割前後と高く、求職期間が長くなるとさらにそれが高くなる傾向にある。家族員の場合は、求職期間が短い場合はランクCが低い、長くなるにつれてその比率は高くなっていく。

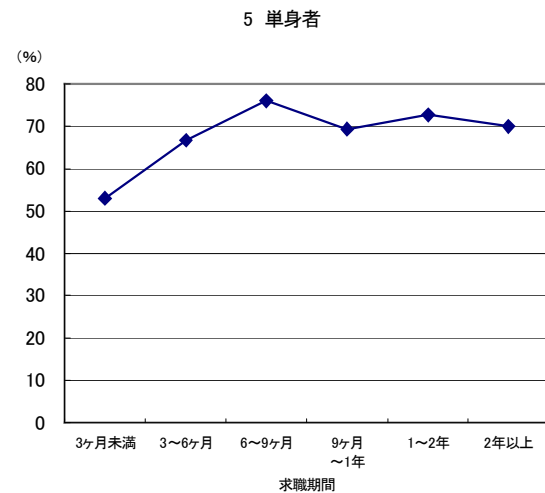
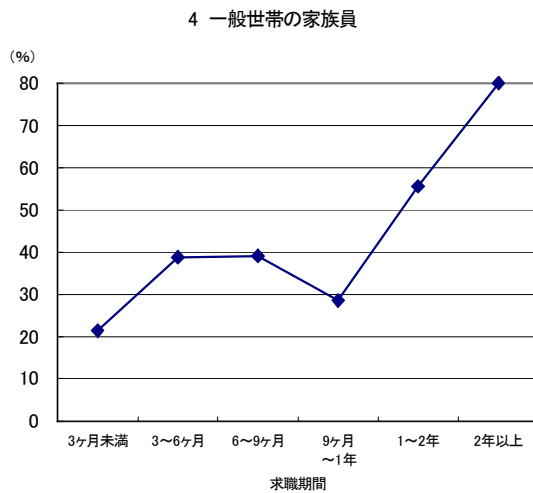
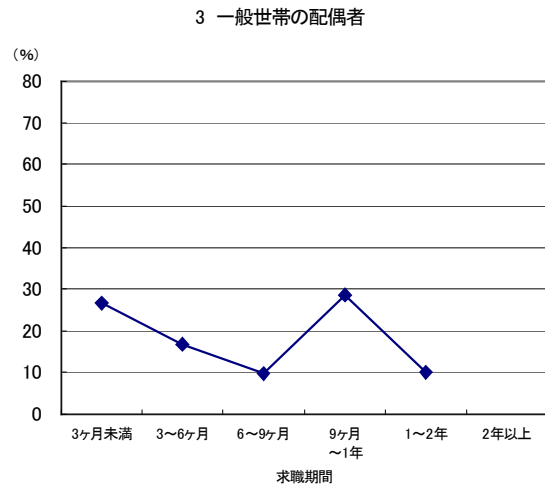
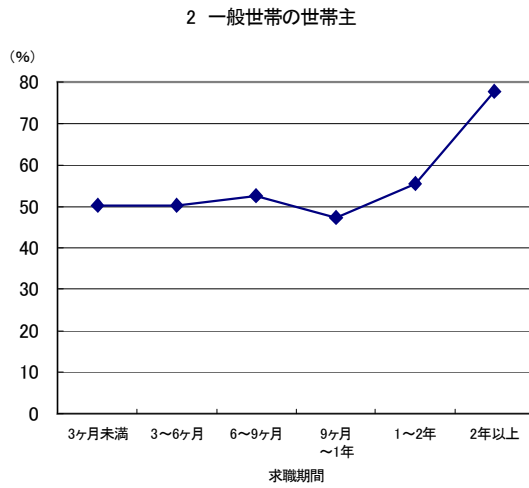
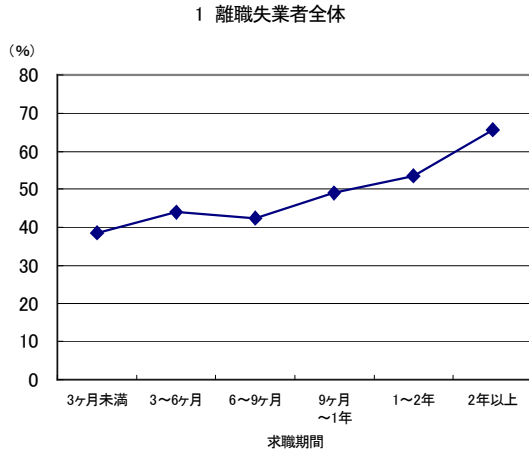
配偶者の場合を除いて、求職期間の長期化は生活困窮状態のランクCを増加させる。これは、求職活動の長期化によって生活の維持が困難な世帯が増加することを意味する。求

職期間の長期化と生活状態の困窮化は密接に結びついているといえよう。

表4 世帯主の続柄と求職期間別生活困窮状態

	生活困窮状態				合計	%	総人数
	A	B	C	その他			
総数	485	279	621	73	1458		
	(横%)	33.3	19.1	42.6	5.0	100.0	1458
求職期間							
3ヶ月未満	34.0	22.1	38.6	5.3	100.0		565
3～6ヶ月	33.3	19.6	44.0	3.1	100.0		489
6～9ヶ月	37.7	15.1	42.5	4.7	100.0		212
9ヶ月～1年	28.1	17.5	49.1	5.3	100.0		57
1～2年	26.1	13.0	53.6	7.2	100.0		69
2年以上	15.6	6.3	65.6	12.5	100.0		32
(世帯主との続柄)							
一般世帯の世帯主	26.1	17.7	50.9	5.3	100.0		468
3ヶ月未満	22.6	22.0	50.3	5.0	100.0		159
3～6ヶ月	26.6	20.2	50.3	2.9	100.0		173
6～9ヶ月	35.5	6.6	52.6	5.3	100.0		76
9ヶ月～1年	31.6	15.8	47.4	5.3	100.0		19
1～2年	11.1	16.7	55.6	16.7	100.0		18
2年以上	11.1		77.8	11.1	100.0		9
一般世帯の配偶者	49.3	26.2	19.0	5.5	100.0		290
3ヶ月未満	41.3	24.8	26.6	7.3	100.0		109
3～6ヶ月	49.5	28.0	16.8	5.6	100.0		107
6～9ヶ月	60.8	25.5	9.8	3.9	100.0		51
9ヶ月～1年	42.9	28.6	28.6		100.0		7
1～2年	70.0	20.0	10.0		100.0		10
2年以上	100.0				100.0		2
一般世帯の家族員	45.7	18.0	31.6	4.7	100.0		256
3ヶ月未満	49.6	22.9	21.4	6.1	100.0		131
3～6ヶ月	44.8	14.9	38.8	1.5	100.0		67
6～9ヶ月	43.5	13.0	39.1	4.3	100.0		23
9ヶ月～1年	42.9	14.3	28.6	14.3	100.0		7
1～2年	33.3	5.6	55.6	5.6	100.0		18
2年以上		20.0	80.0		100.0		5
単身者	15.1	18.4	62.3	4.2	100.0		212
3ヶ月未満	22.4	22.4	52.9	2.4	100.0		85
3～6ヶ月	15.0	16.7	66.7	1.7	100.0		60
6～9ヶ月	4.0	16.0	76.0	4.0	100.0		25
9ヶ月～1年	15.4	15.4	69.2		100.0		13
1～2年		18.2	72.7	9.1	100.0		11
2年以上		10.0	70.0	20.0	100.0		10

図6 求職期間による生活困窮状態ランクCの推移



2) 求職期間と求人への対応の関係

それではそのような求職期間の長期化は、離職失業者の求職活動にどのような影響を与えているであろうか。

フルタイム（正社員）・派遣・パート・有期雇用・アルバイトの別に求人があった場合の対応を尋ねている（問23）。ここでは、フルタイムへの対応を柱として、「フルタイム単独希望」、「主にフルタイム希望」、「パート・アルバイト希望」、「とくにこだわらない」という4つの対応に分類して分析しよう¹⁰⁾。表5は、世帯主との続柄別にこの求人への対応を整理したものである。離職失業者全体では、「フルタイム単独希望」と「とくにこだわらない」が2割強でほぼ同じ割合になっている。

失業者が世帯主の場合は、「フルタイム単独希望」と「とくにこだわらない」が、26.3%、25.2%とほぼ同じ比率になっている。配偶者の場合は、「フルタイム単独希望」が30.3%と一番高く、ついで「とくにこだわらない」22.4%となっている。家族員の場合は、「とくにこだわらない」が27.0%と一番高く、ついで「フルタイム単独希望」24.6%となっている。また「パート・アルバイト希望」が他に比べて回答比率が高くなっている。単身者の場合も、「とくにこだわらない」が31.6%と一番高く、ついで「フルタイム単独希望」20.3%となっている。このように続柄によって求人形態へのこだわりにも違いがみられる。

さらに、求職期間別に求人への対応の変化をみってみる。3ヶ月未満では、「フルタイム単独希望」が31.7%と一番高く、「とくにこだわらない」が21.6%となっている。しかし、3ヶ月を超えると一番高い回答比率は「フルタイム単独希望」から「とくにこだわらない」に取って代わり、それ以降はその回答比率が「フルタイム単独希望」では23.7%、18.4%、15.8%と小さくなり、「とくにこだわらない」では27.2%、31.1%、36.8%と大きくなっていく。このように求職期間が長期化することによって求人形態にこだわれない状況へと失業者が追いやられていることがうかがえる。

自由記入欄の意見によれば¹¹⁾、31歳の非世帯主男性は、「失業期間が長期化（1年以上）することにより、条件の悪い職業に就かざるを得なくなる」、45歳の非世帯主男性は「自分の専門職の求人が無い。日々生活費を最小限にしているが、年金や健康保険、生命保険（の拠出金）を支払っているのに、預金が底をつきそうなので、最悪アルバイトで最低限の生活費を得ないといけない。本当はすぐに就職したい」、52歳の非世帯主女性は「この年齢は、契約社員、派遣社員、パートが多く、正職員は、ほとんどありません。あっても『経験者』と記入されていけば、よけいに狭まれてきます。安定した仕事につきたいのですが、雇用保険の失業給付が終わりましたら、パートに切り替えて探してみます」と答え、求職期間の長期化と生活状態の困窮化のなかで、何でもいから働かざるを得ない状況に追い込まれている実態がうかがえる。また、56歳の世帯主男性は、「仕事ができても採ってくれない。賃金は新人並みでも働きたい」、65歳の世帯主男性も「苦労して手に職をつけてきたが、今は仕事が無くなった。会社も年々給料が高くなってくると退職に追い込む。

給料が安くなっても仕事がしたい」と答え、働きたくても働くところがないからこそ賃金は安くても働くことを切望している人々もいる。

表5 世帯主の続柄と求職期間別求人への対応

	求人への対応					合計	%	総人数
	フルタイム単独	主にフルタイム	パートタイム	こだわらない	その他			
総数	366	215	196	380	301	1458		
(横%)	25.1	14.7	13.4	26.1	20.6	100.0		1458
(世帯主との続柄)								
一般世帯の世帯主	26.3	14.3	13.0	25.2	21.2	100.0		468
一般世帯の配偶者	30.3	15.5	13.1	22.4	18.6	100.0		290
一般世帯の家族員	24.6	12.1	16.4	27.0	19.9	100.0		256
単身者	20.3	14.2	12.3	31.6	21.7	100.0		212
(求職期間)								
3ヶ月未満	31.7	16.5	12.7	21.6	17.5	100.0		565
3～6ヶ月	23.7	13.9	16.8	27.2	18.4	100.0		489
6～9ヶ月	18.4	13.7	13.7	31.1	23.1	100.0		212
9ヶ月～1年	15.8	12.3	14.0	36.8	21.1	100.0		57
1～2年	26.1	11.6	8.7	33.3	20.3	100.0		69
2年以上	28.1	25.0	6.3	31.3	9.4	100.0		32

3 世帯の経済的特性からみた離職失業者とその世帯の生活状態

これまで、離職失業者の世帯における位置によって世帯の生活状態が変化すること、及び求職期間が長期化することによって世帯の生活状態が困窮化し、求人への対応が変化することをみてきた。ここでは、世帯類型によって生活状態が変化する要因と、求職期間が長くなるのに応じて生活状態が困窮していく要因について、失業者とその世帯の経済的特性を考慮して検討することにする。

(1) 世帯収入の構成と世帯の生活状態

まず、世帯による生活状態の相違を「世帯の主収入」からみていく¹²⁾。離職失業者全体の世帯の主収入は、「雇用就業による収入」38.2%、「雇用保険の失業給付」32.8%、「年金など社会保険給付」8.1%が上位3項目となっている(表6)。失業者が世帯主の場合は「雇用保険の失業給付」が5割を超え、配偶者の場合は「雇用就業による収入」が7割近い。家族員の場合は「雇用就業による収入」が5割である。単身者の場合は「雇用就業による収入」と「雇用保険の失業給付」がともに3割を超えている。「世帯の主収入」が、非世帯

主失業世帯（配偶者・家族員）では「雇用就業による収入」であり、世帯主失業者世帯のうちの世帯主では「雇用保険の失業給付」であり、続柄によって異なっているのは、生活維持の収入源として家計の主な担い手が異なることを現していよう。そのため世帯主が失業者の場合は、特に収入源として雇用保険の失業給付が重要な位置を占めていることがわかる。

表6 世帯主との続柄別世帯の主な収入源

	世帯の主収入									合計	%	総人数
	雇用就業	自営就業	失業給付	生活保護	年金	内職	資産	その他・NA				
総数	557	44	478	5	118	1	40	215	1458			
(横%)	38.2	3.0	32.8	0.3	8.1	0.1	2.7	14.7	100.0			1458
(世帯主との続柄)												
一般世帯の世帯主	18.8	1.3	52.1	0.4	7.3		2.8	17.3	100.0			468
一般世帯の配偶者	66.2	4.1	13.1		10.0		1.0	5.5	100.0			290
一般世帯の家族員	50.0	8.2	14.8	0.8	9.0		3.1	14.1	100.0			256
単身者	34.0		35.8	0.5	4.7		4.2	20.8	100.0			212

表7は、世帯主との続柄別に世帯の主収入と生活困窮状態との関係を整理したものである。失業者が世帯主の場合、世帯の主収入が「雇用就業による収入」と「雇用保険の失業給付」のときは、ランクCが5割前後に及んでいる。「年金など社会保険給付」が主収入であるものでは、ランクAが4割を超えている。配偶者の場合は、世帯の主収入に関わりなく4~5割がランクAとなっている。家族員の場合は、世帯の主収入が「雇用就業による収入」のときは、ランクAの割合が高いが、「雇用保険の失業給付」と「年金などの社会保険給付」のときはランクCが4~5割となっている。単身者の場合は、「雇用就業による収入」と「雇用保険の失業給付」のときは、ランクCに集中している。

このように失業者が世帯主の場合、世帯の主収入が失業給付と答えるグループでは、5割以上の世帯で生活の維持が困難な状態になっている。失業給付は収入源として重要な位置を占めてはいるが、生活維持のためにはなお不十分なものであるといえよう。また、配偶者と単身者の場合は、世帯の主収入によって世帯の生活状態に違いはみられない。配偶者はランクA、単身者はランクCに回答が集中しており、他の世帯員による収入が世帯の生活状態に大きな影響を与えているといえる。

表7 世帯主の続柄と世帯の主収入別生活困窮状態

	生活困窮状態				合計	%	総人数
	A	B	C	その他			
総数	485	279	621	73	1458		
(横%)	33.3	19.1	42.6	5.0	100.0		1458
世帯の主収入							
雇用就業	44.0	22.4	30.3	3.2	100.0		557
失業給付	24.7	17.2	56.3	1.9	100.0		478
年金	40.7	27.1	29.7	2.5	100.0		118
(世帯主との続柄)							
一般世帯の世帯主	26.1	17.7	50.9	5.3	100.0		468
雇用就業	28.4	20.5	47.7	3.4	100.0		88
失業給付	25.8	18.4	54.5	1.2	100.0		244
年金	44.1	20.6	29.4	5.9	100.0		34
一般世帯の配偶者	49.3	26.2	19.0	5.5	100.0		290
雇用就業	51.0	27.6	17.2	4.2	100.0		192
失業給付	44.7	23.7	28.9	2.6	100.0		38
年金	41.4	44.8	13.8		100.0		29
一般世帯の家族員	45.7	18.0	31.6	4.7	100.0		256
雇用就業	53.1	21.1	24.2	1.6	100.0		128
失業給付	36.8	7.9	50.0	5.3	100.0		38
年金	39.1	13.0	43.5	4.3	100.0		23
単身者	15.1	18.4	62.3	4.2	100.0		212
雇用就業	26.4	19.4	52.8	1.4	100.0		72
失業給付	11.8	18.4	69.7		100.0		76
年金	10.0	60.0	30.0		100.0		10

1) 他の世帯員の就業が世帯の生活状態に与える影響

次に、世帯内で失業者本人以外に仕事に就いている人がいる場合には、世帯の生活状態は当然異なる¹³⁾。離職失業者全体では、同居就業者が「いる」世帯が約6割で、失業者が配偶者の場合は約9割、家族員の場合は約8割となっている(表8)。つまり、配偶者と家族員という非世帯主失業者世帯では、ほとんどの世帯で同居就業者がいる。また、これらの世帯では「雇用就業による収入」を世帯の主収入とする回答が配偶者で66.2%、家族員で50.0%と非常に高い比率を占めていたことから(既出表6参照)、その世帯の家計の主な担い手が就業者であることを反映していよう。

表8 世帯主の続柄別同居就業者の有無

	同居就業者の有無			合計	%	総人数
	いる	いない	NA			
総数	855	548	55	1458		
(横%)	58.6	37.6	3.8	100.0		1458
(世帯主との続柄)						
一般世帯の世帯主	54.9	41.0	4.1	100.0		468
一般世帯の配偶者	88.6	8.3	3.1	100.0		290
一般世帯の家族員	79.3	18.8	2.0	100.0		256
単身者		96.2	3.8	100.0		212

表9は、世帯主との続柄別に同居就業者の有無と生活困窮状態の関係を整理したものである。失業者が世帯主と配偶者の場合は、同居就業者の有無よりも続柄の影響が強く、世帯主ではランクCに、配偶者ではランクAに偏っている。それでも世帯主の場合、同居就業者が「いる」世帯と「いない」世帯を比べてみると、同居就業者が「いる」方でランクCが低くなっており、配偶者の場合も同居就業者が「いる」方でランクAが高くなっている。家族員の場合は、同居就業者が「いる」と「いない」では全く対照的になっている。同居就業者が「いる」世帯はランクAが5割を超え、「いない」世帯はランクCが5割を超えている。同居就業者の存在は、世帯の生活状態に大きな影響を与えており、失業者が単身者の場合、生活の維持が困難になる可能性が高まるのは、他の世帯員による収入が見込めないことが大きな要因となっている。

表9 世帯主の続柄と同居就業者の有無別生活困窮状態

	生活困窮状態				合計 %	総人数
	A	B	C	その他		
総数	485	279	621	73	1458	
(横%)	33.3	19.1	42.6	5.0	100.0	1458
同居就業者の有無						
いる	42.2	21.1	32.9	3.9	100.0	855
いない	20.6	17.0	59.5	2.9	100.0	548
(世帯主との続柄)						
一般世帯の世帯主	26.1	17.7	50.9	5.3	100.0	468
いる	28.0	21.0	46.7	4.3	100.0	257
いない	24.0	14.1	58.3	3.6	100.0	192
一般世帯の配偶者	49.3	26.2	19.0	5.5	100.0	290
いる	51.0	25.7	19.1	4.3	100.0	257
いない	45.8	33.3	20.8		100.0	24
一般世帯の家族員	45.7	18.0	31.6	4.7	100.0	256
いる	52.2	18.2	27.1	2.5	100.0	203
いない	22.9	18.8	54.2	4.2	100.0	48
単身者	15.1	18.4	62.3	4.2	100.0	212
いない	15.2	19.1	63.2	2.5	100.0	204

2) 雇用保険の受給状況が生活状態に与える影響

失業者本人の収入である雇用保険の受給状況からみていこう¹⁴⁾。離職失業者全体の「雇用保険受給状況」は、「現在受給中である」56.2%、「最初は受けたが給付期限が終了した」11.1%、「給付の待機中」20.7%、「いいえ、受けたことがない」9.4%となっている（表10）。「受給中」と「待機中」で8割近い¹⁵⁾。

失業者が世帯主と配偶者の場合は、「受給中」が7割近くで「待機中」が2割弱となっている。他の形態の失業者世帯と比べて配偶者の場合は「給付期間終了」の割合が低くなっている。家族員が失業者である場合は、「受給中」が際立って低く、逆に「受けたことが

ない」というものの比率が高くなっている。単身者の場合も、全体と比べて「受給中」が低く、「待機中」、「給付期間終了」及び「受けたことがない」という回答割合が高くなっている。失業者本人が世帯の中でどのような続柄にあるかによって、雇用保険の受給状況に大きな違いがみられるが、それは世帯主との続柄というよりも、勤続年数や年齢、離職理由など雇用保険制度の特性が反映しているとみることができる¹⁶⁾。

表10 世帯主との続柄別雇用保険の受給状況

	雇用保険の受給状況						合計	%	総人数
	受給中	受給終了	待機中	受けたことなし	その他・NA				
総数	819	162	302	137	38	1458		1458	
(横%)	56.2	11.1	20.7	9.4	2.6	100.0			
(世帯主との続柄)									
一般世帯の世帯主	65.6	9.0	16.7	6.4	2.4	100.0		468	
一般世帯の配偶者	66.2	6.6	20.0	6.2	1.0	100.0		290	
一般世帯の家族員	31.3	17.6	30.5	16.8	3.9	100.0		256	
単身者	46.7	14.6	21.7	13.2	3.8	100.0		212	

表 11 は、世帯主との続柄別雇用保険の受給状況と生活困窮状態の関係を整理したものである。失業者全体では、待機から受給、終了という時間経過とともにランク C の比率が高まる。ランク A と B の比率は待機中と受給中で違いはみられないが、受給を終了するとその割合が下がり、雇用保険が生活に与えている重要性がうかがえる。失業者が世帯主の場合は、雇用保険の受給状況別にランク A をみても、「受給中」のときだけ 3 割と多少高くなっているが、それ以外では 1 割と低い。同様にランク C をみても、「受給中」でさえ 5 割近くと高く、「待機中」では 5 割強、「給付期間終了」と「なし」では 6 割を超える。配偶者の場合は、雇用保険の受給状況に関わらずランク A の割合が高くなっているが、「受けたことがない」グループだけランク C が約 4 割と高くなっている。単身者の場合は、「給付期間終了」でランク C が 7 割を超える高さになっている。さらに受給状況別にランク A の回答をみても、「待機中」で 3 割近くあったものが、「給付期間終了」では 1 割にも満たないほど少なくなっている。

このように、特に世帯主失業者世帯で顕著であるが、続柄を問わず雇用保険の受給状況が「給付期間終了」と「受けたことなし」では、「受給中」、「待機中」に比べ、ランク A が低く、ランク C が高い。給付期間の終了と生活困窮は密接に結び付いており、「母子家庭で失業保険が切れると生活がすぐにでも困る状態です」（57 歳世帯主女性）という自由記述の意見も寄せられている。さらに、世帯主失業者世帯（世帯主・単身者）の場合は、失業給付を受給していても、生活の維持が困難な世帯が多くあることを見逃してはならない。45 歳の世帯主男性は、「失業中で収入が給付のみで必要金額（生活）に満たないのに、前年度収入で（税金・社会保険料を）決定しているので、ずれがあり支払いが難しい」と、

失業中で収入は失業給付しかなく、それだけでは生活に必要な金額を満たすことができないことを訴えている。また、26歳の非世帯主女性は、「自己都合で退職したため、3ヶ月の給付制限があり、貯金を崩して生活していました。貯金などが無ければ生活していくのも大変なので、給付制限が緩和されるといいと思います」、26歳単身者男性も「自己都合で退職した場合、失業給付が3ヶ月たたないともらえないのはおかしいと思う。失業中だつて、お金がかかるのだからすぐもらえるようにしてほしい」と、給付制限期間の生活苦しさを訴えている。

表11 世帯主と続柄と雇用保険の受給状況別生活困窮状態

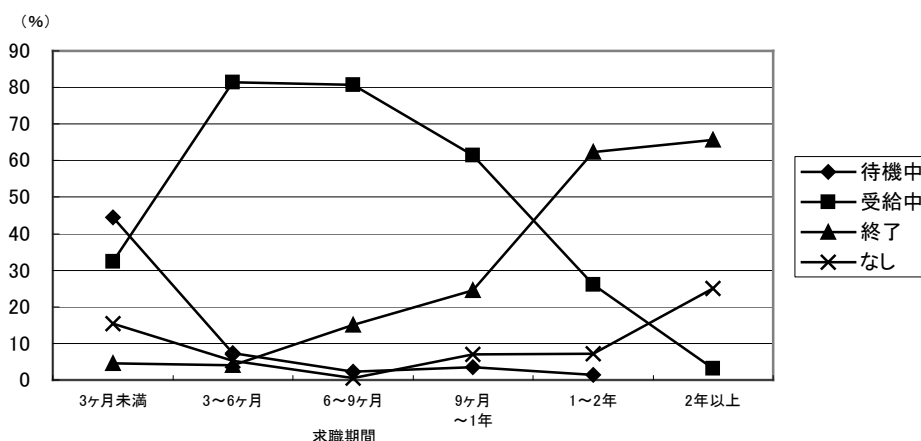
	生活困窮状態				合計	%	総人数
	A	B	C	その他			
総数	485	279	621	73	1458		
(横%)	33.3	19.1	42.6	5.0	100.0		1458
雇用保険の受給状況							
待機中	34.8	20.5	39.7	5.0	100.0		302
受給中	34.8	19.0	42.5	3.7	100.0		819
終了	26.5	13.6	53.1	6.8	100.0		162
なし	27.7	21.2	41.6	9.5	100.0		137
(世帯主との続柄)							
一般世帯の世帯主	26.1	17.7	50.9	5.3	100.0		468
待機中	15.4	23.1	55.1	6.4	100.0		78
受給中	31.6	16.6	47.6	4.2	100.0		307
終了	11.9	16.7	64.3	7.1	100.0		42
なし	10.0	20.0	63.3	6.7	100.0		30
一般世帯の配偶者	49.3	26.2	19.0	5.5	100.0		290
待機中	37.9	31.0	25.9	5.2	100.0		58
受給中	52.1	27.6	15.1	5.2	100.0		192
終了	63.2	5.3	21.1	10.5	100.0		19
なし	38.9	16.7	38.9	5.6	100.0		18
一般世帯の家族員	45.7	18.0	31.6	4.7	100.0		256
待機中	52.6	20.5	23.1	3.8	100.0		78
受給中	38.8	13.8	43.8	3.8	100.0		80
終了	42.2	11.1	42.2	4.4	100.0		45
なし	51.2	23.3	18.6	7.0	100.0		43
単身者	15.1	18.4	62.3	4.2	100.0		212
待機中	28.3	19.6	50.0	2.2	100.0		46
受給中	14.1	19.2	66.7		100.0		99
終了	6.5	12.9	71.0	9.7	100.0		31
なし	10.7	14.3	57.1	17.9	100.0		28

図7によると、求職期間が3ヶ月未満では、「待機中」のものがほぼ5割、3ヶ月を経過して9ヶ月ぐらいまでは「受給中」のものが8割前後となっている。9ヶ月から1年でも「受給中」のものが6割を超える高さになっているが、「給付期間終了」のものが3割近くになり、1年を過ぎると「給付期間終了」のものが6割を超える。前節でみたように、配偶者を除いて求職期間が長くなって生活困窮度のランクCが多くなっていくのは、このように

失業時の生活保障としての失業給付の給付期間が終了してしまうことが1つの要因といえよう。

雇用保険の失業給付を世帯の主収入とする世帯は全体で3割であったが、世帯主では5割を超えていた。失業給付が比較的短期間で終了してしまう現行制度において、求職期間の長期化は失業給付の給付期間終了による所得の喪失を意味し、生活の維持が困難な状態を加速させていく。このように失業給付を受給していても生活の維持が困難な世帯もあり、このような世帯については、失業給付がなくなるとさらに生活が困難になり、「雇用保険の失業給付」が世帯の生活を支える役割の大きさがうかがえる。

図7 求職期間別雇用保険の受給状況



(2) 世帯の生活状態を圧迫する支出要因

それでは支出面の影響はどうであろうか。世帯の支出における経済的特性として教育費と住居費からみておきたい。

1) 教育費

学生のいる世帯ではそのための教育費支出が必要であるという想定で、同居学生の有無¹⁷⁾を教育費負担の状況を示す指標と考える。離職失業者全体で、同居学生がいる世帯は15.2%で、世帯主の場合は23.3%、配偶者の場合は16.9%となっている(表12)。

表12 世帯主との続柄別同居学生の有無

	同居学生の有無			合計 %	総人数
	いる	いない	NA		
総数	222	1141	95	1458	
(横%)	15.2	78.3	6.5	100.0	1458
(世帯主との続柄)					
一般世帯の世帯主	23.3	70.1	6.6	100.0	468
一般世帯の配偶者	16.9	76.2	6.9	100.0	290
一般世帯の家族員	12.5	84.4	3.1	100.0	256
単身者		96.2	3.8	100.0	212

表 13 は、世帯主との続柄別に同居学生の有無と生活困窮状態の関係を整理したものである。失業者全体では、同居学生が「いる」世帯で、ランク A 27.5%、ランク C 47.7%となっていて、同居学生が「いない」世帯では、ランク A 35.3%、ランク C 42.4%となっていた。ここから、同居学生が「いる」世帯では、「いない」世帯と比べて、ランク A が少なく、ランク C が多くなっている。失業者が世帯主と配偶者の場合は、同居学生が「いる」世帯でランク C が多くなっており、失業者にとって教育費負担の存在は、世帯の生活状態をランク C に向かわせる要因となっていると考えられる。41 歳の世帯主男性は、「子どもの教育費などが一番必要な時期に、経済不況だから、学費も減額してもらいたい」、44 歳の非世帯主女性は、「教育費にとっても多くの費用がかかり、これではとても専業主婦などしてられない」と、教育費に対する支出の大きさを訴えている。失業による所得の喪失によって教育費負担の大きさが露呈され、「専業主婦などしてられない」、「早く仕事が見つかるといいが」といった、仕事に駆り立てられている状況がみられる。

表13 世帯主との続柄と同居学生の有無別生活困窮状態

	生活困窮状態				合計 %	総人数
	A	B	C	その他		
総数	485	279	621	73	1458	
(横%)	33.3	19.1	42.6	5.0	100.0	1458
同居学生の有無						
いる	27.5	19.4	47.7	5.4	100.0	222
いない	35.3	19.5	42.4	2.8	100.0	1141
(世帯主との続柄)						
一般世帯の世帯主	26.1	17.7	50.9	5.3	100.0	468
いる	14.7	14.7	65.1	5.5	100.0	109
いない	30.8	18.6	47.6	3.0	100.0	328
一般世帯の配偶者	49.3	26.2	19.0	5.5	100.0	290
いる	38.8	28.6	28.6	4.1	100.0	49
いない	52.9	26.7	16.7	3.6	100.0	221
一般世帯の家族員	45.7	18.0	31.6	4.7	100.0	256
いる	50.0	28.1	18.8	3.1	100.0	32
いない	46.8	16.7	34.3	2.3	100.0	216
単身者	15.1	18.4	62.3	4.2	100.0	212
いない	15.2	19.1	63.2	2.5	100.0	204

2) 住居費

次に、住居費負担をみていこう¹⁸⁾。住居費負担状況を住宅ローンと家賃負担の有無という側面から、便宜的に「住宅ローン無し」、「住宅ローン有り」、「家賃負担有り」という 3 つのグループに分類した。

失業者全体では、「住宅ローン無し」、「住宅ローン有り」、「家賃負担有り」がそれぞれ 3 割であった (表 14)。失業者が世帯主の場合は、「住宅ローン無し」が 4 割、「住宅ローン有り」が 3 割強、「家賃負担有り」が 2 割となっていた。配偶者の場合は、「住宅ローン無し」

が2割強、「住宅ローン有り」が3割強、「家賃負担有り」が3割となっている。単身者では「家賃負担有り」が7割弱と圧倒的に高い。

表14 世帯主との続柄別住居費負担の状況

	住居費負担の状況				合計	%	総人数
	住宅ローン 無	住宅ローン 有	家賃負担 有	その他			
総数	494	441	447	76	1458		
(横%)	33.9	30.2	30.7	5.2	100.0		1458
(世帯主との続柄)							
一般世帯の世帯主	40.6	34.4	22.2	2.8	100.0		468
一般世帯の配偶者	24.5	35.2	32.1	8.3	100.0		290
一般世帯の家族員	43.4	32.0	17.2	7.4	100.0		256
単身者	13.7	13.7	66.0	6.6	100.0		212

表15は、世帯主との続柄別住居費負担と生活困窮状態の関係を整理したものである。失業者全体で、「住宅ローン無し」のグループではランクAとランクCの比率が39.3%、38.3%となっており、「住宅ローン有り」のグループではそれぞれ35.8%、43.1%となっており、「住宅ローン無し」のグループは「住宅ローン有り」のグループと比べてランクAが多く、ランクCが少なくなっていた。同様に世帯主の場合は、ランクCの割合を「住宅ローン無し」のグループと「住宅ローン有り」のグループで比べてみると「住宅ローン有り」のグループの方が高くなっている。配偶者の場合も同様である。住居費負担の有無は世帯の生活状態に直接影響を与えているといえる。51歳の世帯主女性（居住年数13年・分譲マンション）は、「ここ10年間で倒産という経験しなくてもいいことを2回も経験して、当然収入も減り、住宅ローンを払っていくのがとても大変です。組み替えということも考えましたが、収入が減り組み替えすることさえできず、固定金利だったので借りた当時の金利で支払っているのですが、このままでいくと今現在職はなし、この先真っ暗です」、49歳の世帯主男性（居住年数4年・持ち家）は、「突然のリストラのため、住宅ローンが重過ぎる」と、教育費同様失業による所得の喪失によって住宅ローンの大きさが露呈されている。

また、「家賃負担有り」の世帯でも、世帯主失業者世帯（世帯主・単身者）の場合は、ランクCが6割を超える高さである。60歳の世帯主女性は、「公営の住宅になかなか入れない。女性の賃金は、男性に比べまだまだ低い。生活費の中で住宅に対する割合が、半分以上を占めるので、公営の住宅をもっと増やして欲しい」と、住居費負担の大きさから公営住宅政策拡充の必要性を訴えている。

表15 世帯主との続柄と住居費負担の状況別生活困窮状態

	生活困窮状態				合計 %	総人数
	A	B	C	その他		
総数	485	279	621	73	1458	
(横%)	33.3	19.1	42.6	5.0	100.0	1458
住居費負担の状況						
住宅ローン無	39.3	18.6	38.3	3.8	100.0	494
住宅ローン有	35.8	18.1	43.1	2.9	100.0	441
家賃負担有	25.5	21.0	50.8	2.7	100.0	447
(世帯主との続柄)						
一般世帯の世帯主	26.1	17.7	50.9	5.3	100.0	468
住宅ローン無	36.3	17.4	43.2	3.2	100.0	190
住宅ローン有	23.6	14.3	57.1	5.0	100.0	161
家賃負担有	12.5	23.1	61.5	2.9	100.0	104
一般世帯の配偶者	49.3	26.2	19.0	5.5	100.0	290
住宅ローン無	45.1	29.6	15.5	9.9	100.0	71
住宅ローン有	51.0	22.5	24.5	2.0	100.0	102
家賃負担有	48.4	31.2	18.3	2.2	100.0	93
一般世帯の家族員	45.7	18.0	31.6	4.7	100.0	256
住宅ローン無	50.5	16.2	32.4	0.9	100.0	111
住宅ローン有	52.4	17.1	28.0	2.4	100.0	82
家賃負担有	34.1	29.5	34.1	2.3	100.0	44
単身者	15.1	18.4	62.3	4.2	100.0	212
住宅ローン無	13.8	20.7	58.6	6.9	100.0	29
住宅ローン有	3.4	24.1	72.4		100.0	29
家賃負担有	19.3	15.0	64.3	1.4	100.0	140

3) 住居費と教育費の相乗効果による影響

住宅関連支出がある「住宅ローン有り」と「家賃負担有り」を「住居費負担」のあるグループ、「住宅ローン無し」を「住居費負担」のないグループとして、これに教育費負担の有無を加えて、「住居費負担のみ」、「教育費負担のみ」、「住居費と教育費両方」、「負担なし」という組み合わせで、住居費と教育費の相乗効果を検討してみる。失業者全体では、「住居費負担のみ」が5割を超え、ついで「負担なし」が3割となっていて、「教育費負担のみ」というグループは1割に満たない(表16)。失業者が世帯主の場合は「住居費と教育費両方」のグループが18.8%と高い。

表16 世帯主との続柄別住居費と教育費の組み合わせ

	住居費と教育費の組み合わせ				合計 %	総人数
	住居費	教育費	両方	なし		
総数	703	62	150	396	1311	
(横%)	53.6	4.7	11.4	30.2	100.0	1311
(世帯主との続柄)						
一般世帯の世帯主	40.0	6.3	18.8	35.0	100.0	432
一般世帯の配偶者	65.2	7.2	10.8	16.8	100.0	250
一般世帯の家族員	44.9	4.3	7.7	43.2	100.0	234
単身者	85.6			14.4	100.0	194

世帯主との続柄別に生活困窮状態との関係を整理したものが表 17 である。失業者が世帯主の場合は、「負担なし」のグループではランク A と C がともに 4 割の高さになっているが、特に「住居費と教育費両方」というグループにおいてランク C が 7 割近くに及んでいた。同様に配偶者の場合でも、他に比べて「住居費と教育費両方」というグループにおいてランク C が 4 割と際立った高さになっている。50 歳の非世帯主女性（居住年数 12 年・分譲マンション）は、「夫の給料も激減している上、教育費のかかる子ども 2 人（1 人は私立理系大学地方暮らし、1 人は塾にも通っている高 3 生）。バブル時代に高く買った分譲マンションローン（価値が 1/3 ほどになり売りに売れない）も抱え、フルタイムの仕事はどうしても見つけるつもりであるが、簡単にはいきそうも無い。奨学金・教育ローンのお世話にもなっている」と、住居費と教育費という 2 つの膨大な負担で、夫の収入に加えてさらなる「フルタイム」の仕事を必要としている。このように住居費と教育費という二重の負担を抱えている世帯は、生活の維持が困難という回答が高い。

表 17 世帯主との続柄と住居費・教育費負担の組み合わせ別生活困窮状態

	生活困窮状態				合計	%	総人数
	A	B	C	その他			
総数	445	253	575	38	1311		
(横%)	33.9	19.3	43.9	2.9	100.0		1311
住居費教育費組み合わせ							
住居費負担有	32.3	20.2	45.4	2.1	100.0		703
教育費負担有	33.9	24.2	37.1	4.8	100.0		62
両方あり	24.0	16.7	54.0	5.3	100.0		150
負担なし	40.7	17.9	38.4	3.0	100.0		396
(世帯主との続柄)							
一般世帯の世帯主	26.6	17.4	52.5	3.5	100.0		432
住居費負担有	22.5	18.5	55.5	3.5	100.0		173
教育費負担有	22.2	14.8	59.3	3.7	100.0		27
両方あり	12.3	13.6	67.9	6.2	100.0		81
負担なし	39.7	18.5	39.7	2.0	100.0		151
一般世帯の配偶者	48.8	28.0	19.6	3.6	100.0		250
住居費負担有	52.1	28.2	17.8	1.8	100.0		163
教育費負担有	38.9	38.9	16.7	5.6	100.0		18
両方あり	33.3	22.2	40.7	3.7	100.0		27
負担なし	50.0	26.2	14.3	9.5	100.0		42
一般世帯の家族員	48.7	18.8	31.2	1.3	100.0		234
住居費負担有	46.7	20.0	31.4	1.9	100.0		105
教育費負担有	60.0	30.0	10.0		100.0		10
両方あり	50.0	27.8	22.2		100.0		18
負担なし	49.5	14.9	34.7	1.0	100.0		101
単身者	16.0	17.5	64.4	2.1	100.0		194
住居費負担有	16.3	16.9	65.7	1.2	100.0		166
負担なし	14.3	21.4	57.1	7.1	100.0		28

「行政などに対して切実に求めているもの」（問 53）と「住居費負担」との関係のみをみると（表 19）、「住宅ローン無し」のグループでは「住宅ローン援助」に対する要望が 1 割にも満たないのに対し、「住宅ローン有り」のグループでは倍以上の 2 割近い高さになっている。また、「住居費と教育費両方あり」というグループでは、「住宅ローン援助」に対する要望が 2 割弱、「教育費援助」に対する要望が 3 割と際立って高く、住居費と教育費の関連の強さがうかがえる。

失業者が世帯の中でどのような役割を担っているかにより、失業が世帯の生活状態に与える影響に大きな違いがでた。世帯主失業者世帯のうちの世帯主の場合は、失業給付や他の世帯員の稼働所得があっても生活の維持が困難になる世帯が多い。単身者の場合は、他の世帯員による追加的な収入が望めないためか、失業給付を受給していても生活の維持が困難になる世帯が多い。他方、非世帯主失業者世帯のうちの配偶者の場合は、9 割の世帯で他の世帯員が就業し、7 割の世帯で他の世帯員の雇用就業による収入を世帯の主な収入源としているので、本人が失業しても世帯収入のみで生活していけるという回答が多くみられる。家族員の場合も、大半を占める若年層では配偶者と同じ傾向を示していた。

支出面からは、世帯主と配偶者の場合は、教育費や住宅ローンなどの支出を抱えていることが多く、失業により支出の膨大さが表面化し、それらの負担を強いられている世帯は、生活の維持が困難である。単身者の場合は、9 割近い世帯で何らかの住宅費負担を抱えていた。失業と世帯の生活状態の間にいくつかの要因が入り込み、失業が生活状態に与える影響は複雑になっており、失業の影響を複雑化させる要因についての分析が必要になる¹⁹⁾。

4 行政等に対する要望との関連性を探りながら

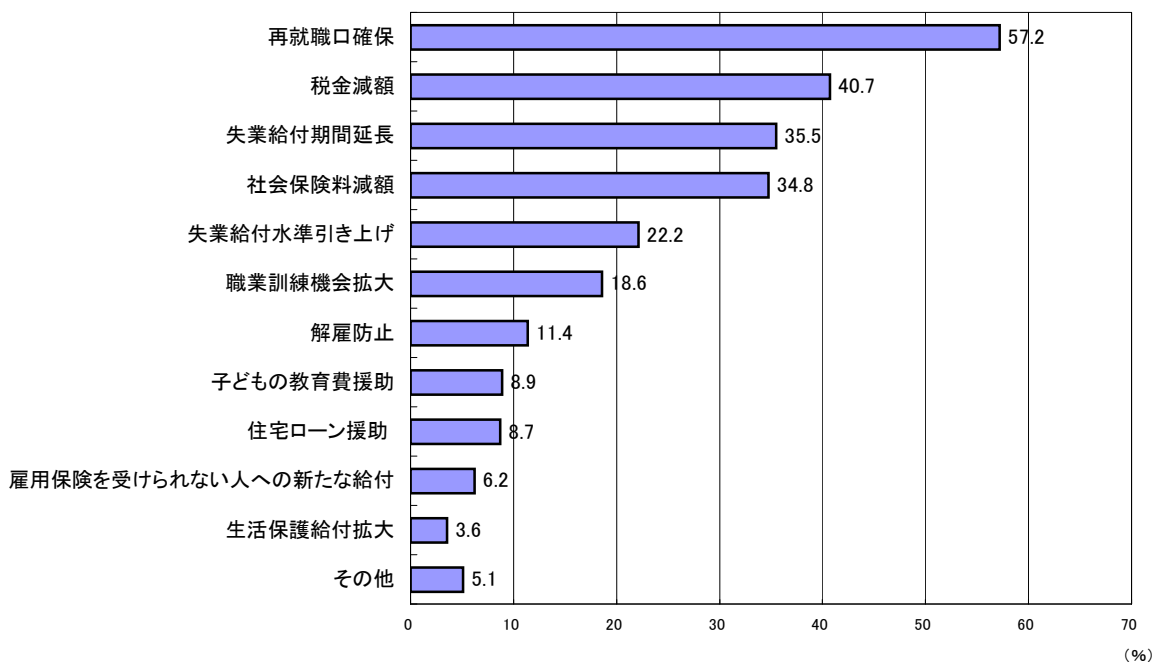
最後に、失業者が行政などに対してどのような要望をもっているのか、それらが失業者の世帯状況とどのようにかかわっているのかについて検討しよう²⁰⁾。失業者の約 6 割は「再就職口の確保」を挙げており、これが最も切実な要望項目となっている。次いで「税金の減額」、「失業給付期間の延長」、「社会保険料の減額」が切実な要望としては高い比率を示している（図 8）。

要望項目は、「その他」を含めて 12 項目設定されたが、内容的には「雇用関連項目」、「負担切り詰め関連項目」、「雇用保険による収入確保項目」、「扶助による生活保障項目」の大きく 4 つに整理できる。

雇用関連項目	再就職口の確保、職業訓練の機会拡大、解雇の防止や解雇規制法の制定
負担切り詰め関連項目	税金の減額、社会保険料の減額、住宅ローン援助、子どもの教育費の援助

雇用保険による収入確保項目	失業給付期間の延長、失業給付の水準の引き上げ
扶助による生活保障項目	雇用保険を受けられない人への新たな給付等、生活保障の給付の拡大

図8 離職失業者の行政等に関する要望項目（3つまで回答可）



(1) 要望ごとの相互関連

表 18 は、要望項目間の相互関連を示したものである²¹⁾。「再就職口の確保」は、各要望項目との関連においても、必ず1番目もしくは2番目に大きい要望となっている。特に、「職業訓練」、「解雇防止」といった「雇用関連項目」については、「再就職口の確保」という要望が高くなっている。自由記入欄でも、年齢制限の撤廃・雇用の拡大・求人条件の緩和など再就職に関するものが圧倒的に多く、再就職に対する要求の高さがうかがえる。また、「再就職口の確保」から他の要望との関連をみると「失業給付期間延長」と「税金減額」が強く現れる。

全体として2番目に高い比率であった「税金減額」は、同じ公費負担である「社会保険料減額」と関連が強い。例えば、失業すると多くの場合、健康保険から国民健康保険に移管する。国民健康保険では、社会保険料に対する雇主の負担はなく、自己負担の割合も3割と高い。ちなみに離職失業者の2/3（937人）が国民健康保険の加入者である²²⁾。41歳世帯主男性は「失業期間中にも納税通知の送られてくる地方税、固定資産税、国民健康保険、国民年金については、減額などの配慮が欲しい。前年の収入に応じて算出されており、

表18 要望項目の相互関連

	再就職 口確保	職業訓練 機会拡大	解雇防止	税金減額	社会保険 料減額	子どもの 教育費 援助	住宅ローン 援助	失業給付 期間延長	失業給付 水準引上	雇用保険 を受けら れない人 への新た な給付	生活保護 給付拡大	その他	総人数
上段:人													
下段:%													
再就職	—	162	109	274	239	40	51	286	161	48	19	22	834
職業訓練	162	—	27	70	63	17	15	78	30	11	4	11	271
解雇防止	109	27	—	33	28	9	7	40	22	16	8	5	166
税金	274	70	33	—	293	51	59	146	99	15	22	16	594
社会保険	239	63	28	293	—	34	29	116	86	23	12	19	507
教育費	40	17	9	51	34	—	32	28	14	4	3	8	130
住宅ローン	51	15	7	59	29	32	—	29	11	6	3	1	127
期間延長	286	78	40	146	116	28	29	—	162	18	10	16	518
水準引上	161	30	22	99	86	14	11	162	—	11	9	7	323
新たな給付	48	11	16	15	23	4	6	18	11	—	4	3	91
生活保護	19	4	8	22	12	3	3	10	9	4	—	4	52
その他	22	11	5	16	19	8	1	16	7	3	4	—	74
再就職	—	19.4	13.1	32.9	28.7	4.8	6.1	34.3	19.3	5.8	2.3	2.6	
職業訓練	59.8	—	10.0	25.8	23.2	6.3	5.5	28.8	11.1	4.1	1.5	4.1	
解雇防止	65.7	16.3	—	19.9	16.9	5.4	4.2	24.1	13.3	9.6	4.8	3.0	
税金	46.1	11.8	5.6	—	49.3	8.6	9.9	24.6	16.7	2.5	3.7	2.7	
社会保険	47.1	12.4	5.5	57.8	—	6.7	5.7	22.9	17.0	4.5	2.4	3.7	
教育費	30.8	13.1	6.9	39.2	26.2	—	24.6	21.5	10.8	3.1	2.3	6.2	
住宅ローン	40.2	11.8	5.5	46.5	22.8	25.2	—	22.8	8.7	4.7	2.4	0.8	
期間延長	55.2	15.1	7.7	28.2	22.4	5.4	5.6	—	31.3	3.5	1.9	3.1	
水準引上	49.8	9.3	6.8	30.7	26.6	4.3	3.4	50.2	—	3.4	2.8	2.2	
新たな給付	52.7	12.1	17.6	16.5	25.3	4.4	6.6	19.8	12.1	—	4.4	3.3	
生活保護	36.5	7.7	15.4	42.3	23.1	5.8	5.8	19.2	17.3	7.7	—	7.7	
その他	29.7	14.9	6.8	21.6	25.7	10.8	1.4	21.6	9.5	4.1	5.4	—	

失業中に支払えるかと思う。現実に即しないので、至急改めるべき」、35歳世帯主男性は「社会保険から国民健康保険に変わったときに、昨年度の年収で決めて支払うことは納入できない。収入がなくなっているのに、高額な支払いは生活を苦しめていく原因になっている。本当にびっくりしました」と、失業によって稼働の機会を失ったにもかかわらず、税金と社会保険料の負担による生活の逼迫を訴えている。これらと合わせて「負担切り詰め」項目として「子どもの教育費援助」と「住宅ローン援助」がある。これらはともに、「税金減額」、「社会保険料減額」と関連が強く、また、前節でみたように「住宅ローン援助」と「子どもの教育費援助」を結び付けた回答も多い。また、「税金減額」、「社会保険料減額」という要望については、「再就職口の確保」と「失業給付期間延長」という要望との結び付きが強い。

「失業給付期間延長」は、同じ雇用保険関係である「失業給付の水準引き上げ」に対する要望との関連が強い。さらにそれらは「再就職口の確保」、「税金減額」要望との結び付きが強くなっている。

要望ごとの相互関連をみてきたが、回答が一番多かった「再就職口の確保」を筆頭に、負担の切り詰めとしての「税金減額」・「社会保険料減額」、収入の確保としての「失業給付期間延長」が、相互に強く関連し、組み合わせられて回答されている。

代表的な要望の組み合わせを表したものが図9である。「再就職口の確保」と「負担切り詰め関連」と「雇用保険による収入確保関連」は132ケースとなっていた。そして「再就職・税金・社会保険」が110ケース、「再就職・延長・引き上げ」が82ケースとなっていた。仕事を探し、支出を切り詰め、収入の中断を回避するという一連の要望が全体の3割を占めている。

図9 要望の組み合わせ分類

	類型	要望項目			ケース
1	再就職+切り詰め+雇用保険	再就職	税金 社会保険	延長 引き上げ	132
2	再就職+切り詰め	再就職	税金 社会保険		110
3	再就職+雇用保険	再就職	延長 引き上げ		82
4	雇用+切り詰め	再就職	職業訓練 解雇防止	社会保険 税金	89
5	雇用+雇用保険	再就職	職業訓練 解雇防止	延長 引き上げ	81
6	切り詰め+雇用保険	税金	社会保険	延長 引き上げ	70
7	雇用保険+切り詰め	延長	引き上げ	税金 社会保険	46
8	教育費と住居費	教育	住宅		32
9	切り詰めのみ	税金	社会保険	教育 住宅	29
10	雇用のみ	再就職	職業訓練	解雇防止	16

(2) 要望項目の分析

表 19 は、要望項目の属性を整理してみたものである。

世帯主か否か・性・年齢別にみると、「再就職口の確保」への要望は、非世帯主よりも世帯主で、女性より男性で、若年層より中高年層で回答比率が高い。女性 35 歳未満層では 4 割と低くなっているが、他は 5 割を超える高さとなっている。「税金減額」、「社会保険料減額」への要望は、「再就職口の確保」への要望とは全く逆で、非世帯主、女性、若年層で回答比率が高い。そして若年層ではその比率が男女ともに高い。「失業給付期間延長」、「失業給付水準引き上げ」への要望は、世帯主、男性、高年層で高く、「再就職口の確保」への要望と同じような属性になっている。「住宅ローン援助」、「教育費援助」への要望は、とりわけ女性 35 歳未満層で回答比率が高い。「職業訓練」への要望は若年層で高いが、男性 55 歳以上の年齢層でも高い。「解雇防止」への要望は、男性 35～55 歳層で高く、「新たな給付」への要望は、非世帯主の若年層で男女ともに高い。「生活保護」への要望は、全体で 3.6%と回答比率が極めて低く、女性特に若年層でさらに低い回答比率となっている²³⁾。

「世帯主との続柄」別にみると、失業者が世帯主の場合は「再就職口の確保」、「失業給付期間延長」、「失業給付水準引き上げ」への要望が高く、「新たな給付」への要望は低い。配偶者の場合は「税金減額」、「社会保険料減額」、「子どもの教育費援助」、「住宅ローン援助」への要望が高く、「生活保護」への要望は低い。家族員の場合は「職業訓練」、「解雇規制」、「新たな給付」への要望が高く現れている。単身者の場合は、「再就職口の確保」、失業給付関連への要望が高い一方で、「生活保護」への回答比率が高いのが特徴である。

これらのことから失業者が世帯主の場合は、再就職への意識と、失業給付への意識が強く、配偶者の場合は、いかに世帯の生活費を切り詰めるかという意識が強く、その他の家族員の場合は、仕事に関連した要望に加えて、新たな給付を願うものの割合も高い。

「生活困窮状態」別にみると、ランク A では「社会保険料減額」、「税金減額」、「教育費援助」などの「負担切り詰め関連」と「職業訓練」への要望が高く、ランク C は「再就職口の確保」、「解雇規制」の雇用関連と、「失業給付期間延長」、「失業給付水準引き上げ」の「雇用保険による収入確保関連」への要望が高い。

「求職期間」別にみると、短期では「税金減額」、「社会保険料減額」、「教育費援助」などの「負担切り詰め」要望が強く出ている。失業給付に対する要求は 3 ヶ月から 9 ヶ月のグループで多く、給付期間の終了と関係が深いように見える。そして 1 年を超えると「新たな給付」や「生活保護」など「扶助による収入確保」への要求が高くなっている。また「再就職口の確保」への要望は、求職期間が長くなるにつれ高くなる。

「雇用保険受給状況」別にみると、「待機中」のグループでは「社会保険料減額」、「税金減額」、「教育費援助」など「負担切り詰め関連」への要望が高い。「受給中」のグループでは「失業給付期間延長」、「失業給付水準引き上げ」など「雇用保険による収入確保関連」

表19-1 要望項目の基本属性

Q53	再就職口 確保	失業給付 期間延長	失業給付 水準引上	職業訓練 機会拡大	雇用保険 を受けら れない人 への新た な給付	住宅ローン 援助	子どもの 教育費 援助	社会保険 料減額	税金減額	生活保護 給付拡大	解雇防止	その他	総人数	
全体	総人数%	57.2	35.5	22.2	18.6	6.2	8.7	8.9	34.8	40.7	3.6	11.4	5.1	1458
世帯主か														
	世帯主	59.3	40.3	27.9	19.2	5.1	7.7	5.3	31.4	36.7	4.2	11.0	4.4	856
	非世帯主	54.2	28.8	13.8	17.7	7.8	10.2	14.2	39.7	46.5	2.7	12.0	6.0	600
性別														
	男性	60.3	40.3	25.8	20.1	5.5	7.4	4.8	30.6	36.5	4.1	12.1	4.8	821
	女性	53.1	29.2	17.5	16.5	7.2	10.4	14.3	40.3	46.2	2.8	10.5	5.5	636
年齢														
	35歳未満	45.6	28.1	12.8	20.3	10.3	9.8	16.5	43.1	51.1	3.0	11.0	7.5	399
	55歳未満	62.2	35.0	24.9	17.5	5.6	10.1	9.9	32.8	36.8	3.2	13.5	5.2	503
	55歳以上	61.2	42.4	26.8	18.8	4.1	6.8	2.4	30.6	36.6	4.3	9.4	3.4	533
性年齢														
	男35歳未満	56.5	33.6	16.0	23.7	10.7	4.6	4.6	42.7	45.0	5.3	13.0	7.6	131
	男55歳未満	62.0	39.1	28.9	16.9	5.3	10.2	7.7	27.8	33.1	3.2	15.1	4.9	284
	男55歳以上	60.2	43.6	27.0	21.4	4.0	6.3	2.5	29.0	36.0	4.3	9.6	3.8	397
	女35歳未満	40.1	25.1	11.2	18.4	10.1	12.4	22.5	43.4	54.3	1.9	10.1	7.5	267
	女55歳未満	62.6	29.7	19.6	18.3	5.9	10.0	12.8	39.3	41.6	3.2	11.4	5.5	219
	女55歳以上	64.0	39.0	26.5	11.0	4.4	8.1	2.2	35.3	38.2	4.4	8.8	2.2	136
続柄														
	世帯主	59.6	41.2	31.0	17.9	3.8	9.6	7.3	31.4	37.4	4.5	9.8	3.6	468
	配偶者	49.7	29.0	13.1	12.8	4.1	14.5	22.4	41.7	52.8	1.7	8.3	4.5	290
	家族員	56.3	27.3	13.7	24.2	12.1	5.1	5.5	41.0	43.8	2.7	15.6	7.8	256
	単身者	55.7	39.6	25.5	17.5	7.1	5.2	0.5	34.9	37.3	5.7	9.0	6.6	212
生活困窮状態														
	A	54.6	32.6	19.8	22.9	5.6	7.0	9.5	40.6	44.3	2.1	9.3	4.9	485
	B	60.6	38.0	22.9	15.1	7.5	7.9	11.1	34.1	45.5	2.2	10.8	4.7	279
	C	60.1	38.6	25.0	17.4	6.3	10.5	7.7	32.9	38.3	4.8	13.0	5.5	621
求職期間														
	3ヶ月未満	57.0	31.0	23.2	17.7	7.1	9.2	10.6	36.6	42.8	3.9	11.5	5.0	565
	3～6ヶ月	56.2	40.1	22.7	20.7	4.5	8.6	8.0	36.2	38.9	2.0	11.2	5.3	489
	6～9ヶ月	56.6	42.5	25.0	17.5	7.1	8.5	8.5	33.5	43.9	4.2	6.6	3.3	212
	9ヶ月～1年	54.4	38.6	17.5	17.5	3.5	7.0	5.3	28.1	40.4	3.5	5.3	7.0	57
	1～2年	68.1	29.0	13.0	21.7	11.6	5.8	8.7	33.3	37.7	2.9	18.8	4.3	69
	2年以上	78.1	15.6	3.1	15.6	6.3	12.5	0.0	15.6	25.0	9.4	37.5	9.4	32

表19-2 要望項目の基本属性

Q53	再就職口 確保	失業給付 期間延長	失業給付 水準引上	職業訓練 機会拡大	雇用保険 を受けら れない人 への新た な給付	住宅ローン 援助	子どもの 教育費 援助	社会保険 料減額	税金減額	生活保護 給付拡大	解雇防止	その他	総人数
求人対応													
正社員のみ	58.7	36.1	16.9	14.2	4.1	9.6	12.3	37.4	47.0	3.6	9.6	3.3	366
主に正社員	53.0	33.0	24.2	20.0	7.9	10.2	8.8	35.8	41.9	2.8	13.0	5.1	215
パートバイト	53.6	34.7	22.4	21.4	6.1	7.7	4.6	38.3	40.8	4.1	14.3	6.6	196
こだわらない	57.4	35.8	23.4	22.6	7.6	9.5	6.8	31.6	35.5	3.9	10.0	5.5	380
世帯の主収入													
雇用就業	55.7	28.4	18.7	18.5	6.8	11.8	14.9	39.7	45.2	3.6	12.0	5.6	557
失業給付	59.8	48.1	30.1	19.9	3.1	6.5	5.0	33.7	37.2	2.3	10.3	3.6	478
年金	57.6	29.7	21.2	16.1	5.1	6.8	1.7	33.1	50.0	5.9	12.7	5.9	118
同居就業者有無													
いる	58.1	35.3	20.2	19.2	6.2	10.8	10.9	36.3	43.4	3.0	12.0	4.8	855
いない	58.6	37.0	25.9	19.3	6.8	5.7	6.8	34.7	38.1	4.0	11.1	5.8	548
雇用保険の受給状況													
待機中	51.0	32.8	22.5	17.5	5.3	9.3	14.6	40.7	45.4	3.3	11.3	6.0	302
受給中	55.4	40.4	25.4	19.5	3.8	7.9	8.4	34.3	41.8	3.1	10.3	4.0	819
期間終了	72.8	34.6	13.0	17.9	8.6	9.9	4.9	34.0	32.7	4.3	16.7	7.4	162
なし	63.5	13.1	10.2	14.6	17.5	11.7	5.1	27.7	38.0	5.8	12.4	5.1	137
同居学生の有無													
あり	62.2	36.9	25.7	17.1	6.3	14.9	22.1	32.4	33.3	2.7	11.7	2.7	222
なし	57.1	35.6	22.1	19.9	6.3	7.9	7.1	36.8	43.0	3.3	11.5	5.8	1141
住居費負担													
ローン無し	57.9	38.7	23.9	22.9	6.5	5.7	2.8	34.0	41.1	2.2	11.3	4.7	494
ローン有り	59.2	33.8	19.5	17.9	4.8	18.1	12.7	34.2	40.6	2.7	12.0	4.3	441
借家賃貸	59.3	35.8	25.1	15.4	7.4	3.6	12.1	37.6	42.3	5.8	10.7	6.5	447
教育費と住居費の組み合わせ													
住居費	57.9	35.1	21.5	17.5	5.7	9.7	9.4	37.4	44.0	4.3	11.0	6.1	703
教育費	62.9	43.5	21.0	19.4	3.2	9.7	6.5	38.7	40.3	3.2	12.9	3.2	62
両方あり	62.0	34.0	28.7	15.3	6.7	16.7	29.3	30.7	30.0	2.7	12.0	2.0	150
負担なし	57.6	36.9	24.0	24.5	7.3	5.3	2.5	35.4	41.4	1.3	11.4	5.3	396

への要望が高い。「給付期間終了」のグループでは「再就職口の確保」が7割を超える高さになっている。「受けたことなし」というグループでは、「再就職口の確保」、「新たな給付」、「生活保護」への要望が高い。長期に求職しても働く所がない上に、生活費も使い果たし生活が保障されないからこそ、このような要望になっているのであろう。

要望項目は、失業者の属性によって当然異なっているが、そうしたなかで、雇用保険の受給状況、求職期間及び生活困窮度において、要望に対する失業者の回答が似た傾向を示していた。「再就職口の確保」が一番高い要望になっているなかで、雇用保険の受給期間終了など求職期間の長期化が生活状態の困窮化をもたらすことで、さらに仕事に対する要望度を高めている。同時に、「再就職口の確保」と組み合わせられるその他の要望としては、雇用保険の受給状況、求職期間及び生活困窮度によってそれぞれ段階を追った変化を示している。「負担の切り詰め」要望から「雇用保険による収入の確保」要望、そして「扶助による生活保障」要望へと移り変わっている。つまり、自分たちで何とかやりくりをして生活をしていく姿勢から、所得の中断を回避するために雇用保険の延長を望むようになり、それでも仕事が見つからない場合に直接的な生活の保障を要望するようになっていると考えられる。

むすびに代えて

今回われわれの行った調査は、職安に求職に訪れた失業者を対象としており、さらに本稿では、離職による失業者に限定してその特性をみてきた。それにもかかわらず世帯主失業、長期失業を筆頭にかんがひの部分で世帯の困窮の状況、生活困窮に陥る道程を垣間見ることができた。その過程は、失業者の世帯内の家族関係によって大きく異なっていた。それには世帯の経済的特性が大きく寄与していた。そのような要因によって失業給付の給付期間終了など段階を追って生活状態が悪化する世帯もあれば、時間をおかず生活困窮に陥る世帯もみられ、逆にそれまでの生活を維持できる世帯など実態は多様である。

しかし、失業が世帯において多様な現れ方をするにもかかわらず、共通して失業者の要望として一番高いのが「再就職口の確保」であった。この事実はしっかりうけとめておく必要がある。失業者にとって、ただ単に生活が保障されればよいということではなく、早期に失業状態を脱すること、仕事を得ることによって生活を維持することが求められているのである。再就職口の確保が困難を極める中、失業による生活困窮に駆られ、生活を支える制度からも突き放されてしまうと、生活を維持するためにはたとえどんなに悪い労働条件であったとしても受け入れて働かざるを得なくなってしまう。つまり失業者が労働条件を下げてでも働かざるを得ない状況に追い立てられてしまう。それがもたらす影響は失業者とその世帯だけに留まる問題ではない。それは労働者全体の労働条件の引き下げに

もなってしまおうであろう。失業者は労働市場で安価な労働力として供給され、労働力の供給過剰状況は、現役労働者の労働条件を切り下げる方向に作用する。失業は、現代社会において、誰にでも起こりうる社会的なリスクである。それは失業者にとってのリスクだけではなく、労働者全体のリスクなのである。

本稿では、失業問題への1つのアプローチとして離職失業者世帯の生活状態を明らかにしてきた。今後はさらに問題を掘り下げて、不安定就業や潜在失業者といった問題も含めた失業状況の解明を検討課題としていきたい。

-
- 1) 総務省「労働力調査」及び「労働力調査特別調査」。
 - 2) 総務省「就業希望状況調査(速報)」2002年7月30日。
 - 3) 調査方法と結果概要については「職安求職来訪者による『失業者』調査」(法政大学日本統計研究所『統計研究参考資料』No. 78、2002年3月)を参照されたい。
 - 4) 「あなたが求職活動を開始した理由」を問17で尋ねている。そこで「勤め先や事業の都合(人員整理・事業不振、定年等)で仕事をやめたため、あらたな仕事を探し始めた」、「自分または家族の都合で前の仕事をやめたために仕事を探し始めた」を選択した1,458人(全サンプルの86.5%)を、「離職失業者」として分析対象とする。
 - 5) 「あなたは世帯主ですか」を問5で尋ねている。
 - 6) 「あなたの世帯の生活状態についてあてはまるもの」を問50で尋ねている。
 - 7) 4つの類型以外は、「その他」に分類した。
 - 8) 離職失業者が「一般世帯の世帯主」の場合、男性がほぼ10割で、55歳以上の層が6割を超え、35歳未満の層は1割にも満たない。「一般世帯の配偶者」の場合は、女性がほぼ10割で、35～55歳の層が4割近くで、ついで35歳未満の層が3割強となっている。「一般世帯の家族員」は、女性の方が多少多いがほぼ男女半々になっていて、35歳未満の層が8割近くを占めている。「単身者」は、男性の方が多少多いがほぼ男女半々になっていて、35～55歳の層で4割を超え、次いで55歳以上、35歳未満の層となっている。
 - 9) 「今回、いつから求職活動を開始しましたか」を問16で尋ねている。
 - 10) この分類に関しては、坂田幸繁「Ⅱ 履歴データからみる職安失業者の失業特性」を参照されたい。
 - 11) 「Ⅶ 資料 自由記入欄にみる失業者の意見」参照。
 - 12) 「最近3か月間のあなたの世帯の主な収入源」を問49で尋ねている。
 - 13) 「同居の世帯員で、仕事に就いている方」を問45で尋ねている。
 - 14) 「雇用保険の受給状況」について尋ねているのが問12である。
 - 15) 雇用保険の失業給付に関連する失業者グループが調査の中核をなしているのは、職安を調査の場として設定し、失業認定に訪れた人を中心に調査票を配布したことが大きな理由と言える。
 - 16) 雇用保険制度の詳しい内容は、大須眞治「Ⅲ 求職者給付が求職活動に及ぼす影響について」を参照されたい。
 - 17) 「同居の世帯員で、学校・大学等に通っている方」を問46で尋ねている。
 - 18) 本調査では直接住居費の有無を尋ねる設問はないため、住居費の負担の状況を捉える仮指標を作成した。離職失業者の住居形態(問52)は、「一戸建ての持ち家」・「分譲マンション」が6割を超え、「賃貸アパート」が3割近かった。居住年数(問8)は、「10年未満」が4割近くで回答比率が高く、次いで「20～30年」、「10～20年」となっている。この住居形態と居住年数から失業者の住居費負担の指標を次のように作成する。まず住宅ローンを20年と想定して「一戸建ての持ち家」・「分譲マンション」世帯を、居住年数で再分類した。居住年数20年以上を「住宅ローン無」、20年未満を「住宅ローン有」とする。「一戸建ての借家」と「賃貸マンション・アパート」は住居形態を問わず家賃負担があるということで「借家賃貸」と1つのグループとする。

表 住居形態の居住年数分布

	居住年数							合計	%	総人数	縦比率
	10年未満	20年未満	30年未満	40年未満	50年未満	60年未満	60年以上				
総数	547	285	379	148	39	32	12	1458			
(横%)	37.5	19.5	26.0	10.2	2.7	2.2	0.8	100.0		1458	
住居形態											
持ち家	19.3	19.7	34.1	15.3	5.0	4.1	1.7	100.0		701	48.1
マンション	44.8	24.9	26.6	2.5	0.8			100.0		241	16.5
借家	37.7	20.8	22.6	17.0		1.9		100.0		53	3.6
賃貸	63.3	17.7	12.0	4.5	0.5	0.2		100.0		401	27.5

- 19) なお、同居高齢者の有無（問 47）によっても世帯の生活状態が異なるのではないかということで検討を試みましたが、調査結果だけからはその傾向をよみとることはできなかつた。
- 20) 「行政などに対して切実に求めているもの」を問 53 で尋ねている。3 つまで回答可。離職失業者 1,458 人の総回答数は 3,687。1 人平均 2.53。
- 21) 実数としてはタテヨコ同じになっているが、その割合を各項目の総人数で計算しているので、比率が異なることに注意されたい。
- 22) 「加入している公的医療保険」について問 10 で尋ねている。
- 23) 本調査では、生活保護を「主たる世帯収入」とする回答は 5 人であった（「離職失業者」の 0.34%）。ちなみに 1999 年度の保護率は全国で 0.79%となっており（『保護のてびき—平成 13 年版—』）、実際とそうかけ離れてはいない。